







雄物川下流新波地区河川工事安全協議会

お問い合わせ、ご意見・ご要望は 下記までご連絡お願いします。

発注者: 国土交通省 東北地方整備局

秋田河川国道事務所 茨島出張所

TEL: 018-862-4362

地域の皆様方には、日頃より私どもの工事に対しましてご理解とご協力を頂き誠に感謝申し上げます。 現在、昨年から工事を行っております5社ともに、年度末の工事の完成を目指して最後の追い込みに入って いる状況でありますが、工期の変更になった現場や今年新たに加わった2社もありますので、現在の工事の状況 等を含めお知らせ致します。

尚、土砂等の運搬に伴い沿線住民の方々には多大なご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げますとともに ご協力頂きましたことに重ねて協議会一同感謝申し上げる次第であります。
今後ともよろしくお願い致します。

### 協議会会員名簿(ト流より)

◎雄物川下流清水木樋管工事

請負者:株式会社 三浦組 工期:H28.8.27~H29.3.24 現場代理人:鈴木 芳信

連絡先: 090-2602-1383

◎雄物川下流清水木地区築堤•掘削工事

請負者:菊池建設株式会社 工期: H28.3.15~H29.3.10 現場代理人:小松 弘樹 連絡先:090-8928-0202

◎雄物川下流新波上流地区築堤•掘削工事

請負者:三共株式会社 工期: H28.3.25~H29.3.15

現場代理人: 今野 伸哉 連絡先: 080-2805-7294 ◎雄物川下流新波下流地区築堤•掘削工事

請負者:高吉建設株式会社 工期:H28.8.3~H29.3.24 現場代理人:小松 正樹 連絡先:090-2027-0585 ◎雄物川下流繋地区築堤工事

請負者:秋田振興建設株式会社 工期: H28.8.26~H29.3.24(予定)

現場代理人:町田 和紀 連絡先: 090-2362-2271

## 新規業者(4月以降から着手予定)

◎雄物川下流女米木地区築堤•掘削工事

請負者:株式会社 管与組 工期:H29.1.6~H29.10.10 現場代理人:松田 猛

連絡先:090-1490-1729

◎雄物川下流女米木地区外築堤・掘削・堤防強化工事

請負者:秋田振興建設株式会社 工期:H29.1.7~H29.10.10 現場代理人:進藤 敏文 連絡先: 080-1845-3359

新規工事の2工区に尽きまして具体的な土砂等の運搬日程・ダン プトラック台数運搬経路等が決定致しましたら、あらためて「エ 事のお知らせ」にて、ご連絡致しますのでご理解・ご協力のほど よろしくお願い致します。

## 各工区の現在の状況

#### 【雄物川下流清水木樋管工事】



【雄物川下流清水木地区築堤•掘削工事】



#### 【雄物川下流繋地区築堤工事】



【雄物川下流新波下流地区築堤•掘削工事】



【雄物川下流新波上流地区築堤•掘削工事】



お陰さまをもちまして、 清水木地区築堤•掘削 工事(菊池建設)は、 3月10日で工事を完 了する事が出来ました。



# まり第一号世

左手子地区において工事に伴い下の写真のように伐木材(主にアカシヤ)が発生しております。 皆様方やお知り合いの方で欲しい方がおられましたら下記の「同意書」に記入して頂くだけで無償 でお譲りいたします。(業者の方はご遠慮願います) 尚、トラック等への積込みは、ご自分で行う ことになりますのでよろしくお願いします。



※積込み作業の際は、事故の無いように気を付けて行って下さい。



## お問い合わせは、下記まで ご連絡お願いします。

秋田河川国道事務所 茨島出張所 TEL:018-862-4362

叉は

秋田振興建設(株) 女米木作業所 TEL:018-887-2477

携帯:080-1845-3359 (進藤まで)

# 「同意書」



5、展演提供された体原本は、	攻探木の横込、運搬及び輸出の際に、怪我や事故を起こさないように十分注意して作用 してください。上記作業にかかわる一切の行為は自己責任 (申請者の責任) となります。 攻探木の横込、運搬及び輸出の際に、認防やその核構造物を損傷しないように十分注意 して作用してください。
THE W D D	沈塚木の鴨込作業の際は、通行人や一般業間の通行の妨げにならないように作業してく ださい (町車方法等)。
◆開西 住所 反名 電配 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	のが一、遺跡やその他構造物及び第三者への被覆が発生したときは主義者が賠償責任を 負うものとします。また、第三者に被害を及ぼした場合、苦情等を受けた場合は連やか に、緊急出張所(018-862-4362)へ報告して下さい。 提供を受けた技能本は、責任をもって管理し、枝葉も含めて余った場合でも不法投資は 絶対に行わないでください。 引き取り後のクレーム、透知は対応しかなます。引き取り時によくご確保ください。 のが一、遺反行為や不法行為が移められた場合は、足だちに無償提供を取り消し、内容 に応じては法的措置を関じるとともに、実際以降の提供はいたしません。